

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和2年1月30日(2020.1.30)

【公表番号】特表2019-502574(P2019-502574A)

【公表日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-004

【出願番号】特願2018-532789(P2018-532789)

【国際特許分類】

B 32B 27/30 (2006.01)

【F I】

B 32B	27/30	A
B 32B	27/30	1 0 2

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月10日(2019.12.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

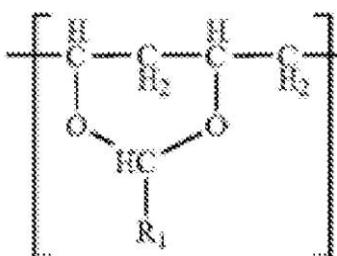
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式

【化1】



[式中、R₁は水素又はC1～C7アルキル基である。]を有する重合単位を含む、(メタ)アクリルポリマー及びポリビニルアセタールポリマー組成物を含む、30～60の範囲のTgを有する第1のフィルム層と、

前記第1のフィルム層に隣接した第2の層とを備え、ただし、前記第2の層は、30未満のTgを有する(メタ)アクリルポリマー及びポリビニルアセタール樹脂組成物を含まない、フィルム。

【請求項2】

前記第2のフィルム層は熱可塑性ではない、請求項1に記載のフィルム。

【請求項3】

前記第2のフィルム層は、少なくとも20%のゲル含有量を有する、請求項1又は2に記載のフィルム。

【請求項4】

前記第2のフィルム層は、硬化された(メタ)アクリルポリマーと、任意にポリビニルアセタールポリマーとを含む、請求項1～3のいずれか一項に記載のフィルム。

【請求項5】

前記第1のフィルム層は、60以下のTgを有する、請求項1～4のいずれか一項に

記載のフィルム。

【請求項 6】

前記第2のフィルム層は、60以下のTgを有する、請求項1～5のいずれか一項に記載のフィルム。

【請求項 7】

前記第2のフィルム層は、60より高いTgを有する、請求項1～5のいずれか一項に記載のフィルム。

【請求項 8】

前記第1のフィルム層及び／又は前記第2のフィルム層は、顔料、着色剤、装飾用添加剤又はこれらの組み合わせを含む、請求項1～7のいずれか一項に記載のフィルム。

【請求項 9】

前記硬化された(メタ)アクリル組成物は、フリーラジカル重合性シリコーン基若しくはフリーラジカル重合性フッ素基を含む、少なくとも1つのモノマー、オリゴマー又はポリマーを含む、請求項1～8のいずれか一項に記載のフィルム。

【請求項 10】

前記第1のフィルム層及び前記第2のフィルム層は、25及び1ヘルツで少なくとも1MPaの引張弾性率を有する、請求項1～9のいずれか一項に記載のフィルム。

【請求項 11】

前記第1のフィルム層及び／又は前記第2のフィルム層は、0未満のTgを有する単官能性アルキル(メタ)アクリレートモノマーの重合単位を25～85重量%含む、請求項1～10のいずれか一項に記載のフィルム。

【請求項 12】

前記単官能性アルキル(メタ)アクリレートモノマーが-40未満のTgを有する、請求項11に記載のフィルム。

【請求項 13】

前記第1のフィルム層及び／又は前記第2のフィルム層は、ポリビニルアセタールポリマーを5～30重量%含む、請求項1～12のいずれか一項に記載のフィルム。

【請求項 14】

前記第1のフィルム層及び／又は前記第2のフィルム層は、光開始剤を含む、請求項1～13のいずれか一項に記載のフィルム。

【請求項 15】

前記フィルム又は第2の層が、ポリマーフィルム、織布又は不織布、金属箔、紙、発泡体及びこれらの組み合わせから選択されるバッキングを更に備えている、及び／又は

前記第1のフィルム層が、金属又は金属酸化物層を更に備えている、及び／又は

前記フィルムが、カバーフィルムを更に備えているか、或いは前記第2の層がカバーフィルムであり、カバーフィルムが、フルオロポリマー、ポリカーボネート、ポリエチレンテレフタレート、ポリアミド、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリビニルクロライド、ポリ(メタ)アクリルポリマー及びABS(アクリロニトリル-ブタジエン-スチレンコポリマー)から選択される、

請求項1～14のいずれか一項に記載のフィルム。